

日 刊	JP 新東京	No.2778	2020年5月7日(木)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

緊急事態宣言を受けた物販事業のサービス見直し

4/30 日本郵便より、「緊急事態宣言を受けた物販事業のサービス見直し」について説明があったので周知します。

1. 会社からの情報提供内容

(1) 概要

ア 物販事業

① 中元の販売開始時期を延期

- ・受付開始を5月25日から6月19日へ延期する予定。それまでの間、窓口での陳列、局外配布は行わない。

- ・DM発送時期を6月中旬頃発送へ延期

② 頒布会のDM発送時期延期

- ・DM発送時期を6月下旬頃発送へ延期

③ その他のカタログ

- ・継続販売し陳列制限も行わない。

イ 広告ビジネス

① 窓口の感染リスクを抑えるため、サンプリングの新規受付を当面停止。

※詳細は裏面参照

2. 本部の判断

- (1) 本部は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下、受付開始時期やDM発送時期の延期を判断したことは理解するが、①受付開始の判断は慎重に行うべきであること、②新型コロナウイルス感染症が取り扱い事業者(デパート、製造・販売元等)に与えている影響も考慮した対応が必要と質した。
- (2) 会社は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中ではあるが、当面の変更(延長)予定はフロントラインに指示しておく必要があること、また、緊急事態宣言の発令状況を注視し、指摘を受け止め慎重に判断していく考えを示した。また、多くの企業が関わっている物販事業であることからも、企業活動の再開状況等を鑑み、適切に対応を行っていく必要があるとの考えを示した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症により見通しは極めて不安定な状況にあるが、今後の状況に応じた柔軟な対応を求めていくことを前提に、本件について了とし周知する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた物販・広告サービスの一部取扱変更 2020年4月30日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来局誘致を避ける観点から、物販・広告サービスの取扱いを一部変更する。

1. カタログ販売

- ✓ 2020年お中元
 - ・申込受付開始日を5/25(月)または6/1(月) → 6月19日(金)【予定】に変更します。
※「郵便局のネットショップ」の受付開始日は変更ありません。
 - ・郵便局またはお客様宛てDMの発送時期を5月中旬 → 6月中旬【予定】に変更します。
 - ・郵便局でのカタログ発送は、5月上旬予定で変更ありません。
ただし、別途通知するまでの間は、窓口ロビーに配備せず、お客様から要望があった場合のみお渡しください。
- ✓ 頒布会【2020年10月頃開始の支社(北海道・東北・信越・近畿)に限る】及び 米穀布会
 - ・郵便局に送付するDMの発送時期を5月中旬 → 6月下旬【予定】に変更します。
- ✓ DM発送時期の変更については、発送予定のお客さまに対して、5月中旬にお知らせはがきを郵送します。
- ✓ その他のカタログ・ふるさと小包チラシについては、取扱いは変更はありません。

2. 広告ビジネス

- ✓ サンプリング
 - ・別途通知するまでの間、新規申込みの受付を停止します。
 - ・既にお申込みいただいたしている案件についても、広告代理店・広告主と中止の可否を調整の上、結果をメールでお知らせします。

日 刊	JP新東京	No.2779	2020年5月8日(金)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

2019年度年末年始繁忙の振り返り対応について

2019年度の年末年始繁忙業務における振り返りについて会社対応をはかってきた。

(1) 業務運行状況

お歳暮期（11/20～12/31）に特徴的な問題点があつたのか質したところ、地域区分局業務については、結束に影響を及ぼす小包区分機の故障もなく、全体的に安定した業務運行を確保したとの認識を示した。

集配局での業務運行状況については、アマゾン社差出のゆうパック当日便について、引受個数が対前年176.1%になる中、当日配達遵守率が高く、同社から高い評価を得た。百貨店等の引受個数が減少しているものの、アマゾン等のECマース事業者の引受個数（本社特約）は、4,816万個（対前年差358万個増加、対前年比108.0%）と増加したとしている。

一方で、新年度に入りアマゾン社差出のゆうパックの一部引受が競合他社へ移行されることとなるため、安定した収入確保に向けた手立てを講じる必要があり、問題意識をもって会社との協議を行い、その後の検証等も行っていく。

そのような状況の中で、ゆうパック等がどの程度、委託業者の占有率にあるのか質したところ、12月期の配達委託率は約50%に及ぶことが分かった。

また、苦情発生率等が、対前年16.4ポイント増加していることについて質したところ、お客さまサービス相談センターに寄せられた配達希望日・配達希望時間帯に関する苦情が4.8ポイント悪化しているが、追跡上の数字では0.3ポイント改善していることから、お客さまから日本郵政グループに対する厳しい目が向けられていることも要因として想定されるとの認識を示した。

また、通配担当者による1日1人あたりのゆうパック持出個数は前年比10%増の4.2個（12

月第3週の全国平均。超勤等による単配個数を含む。)としており、効率的な配達ができたとしている。

(2) 荷物分野へのリソースシフトに向けて

本部は、「併配率の高まりによる効果的な配達」との会社見解に対し、本社から併配率に対する職場一とま委託指示を求められる環境により、要するに「時間帯指定の配達を優先すること」と「高効率となり、超過勤務が増加して人件費が高くなる」と想定されること、また、自営配達の利益も考慮する必要があるとの考え方から、こうした分析の必要性を求めた。

会社は、現在、併配率に対する指示を求めていないとした上で、社員執行による配達と委託による配達とのコスト分析について、2019年度前年を一ヶ月期はゆうパック配達委託率が約50%とあつたを上回り、前年より委託配達のコスト増があつた一方で、社員執行配達個数の減少および効率的な配達により、12月期の業務量当たり人件費等は総体では対前年で改善しているとした。

しかし、一部では業務量に応じた効率化がはかられていない可能性が残るため、引き続き地域事情も踏まえつつ、人件費と集配委託費でのトータル的なコスト分析を基にオペレーションに見合ったコスト管理を徹底していくとの認識を示した。

本部は、小型荷物が増加傾向にある中で、新技術の実証実験や、一部でゆうパケットの専用効果の試行等を行っており、その実効性や費用対効率なども見極めた“ラストワンマイル”を見通せない状況にいく。また、郵便制度の見直しが見えてくるが、郵便と荷物の収益比率5:5を目指し、今後の荷物分野へのリソースシフト議論も進めていく。

以上

 日刊	№ 2780 2020年5月11日(月) 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 03-5606-6784 内線 4353
---	--

緊急事態宣言延伸に伴う高保の宿の休館等への対応

日本郵政宿泊事業部より、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が。2020年5月7日以降も引き続き延伸されたことに伴い「緊急事態宣言延伸等に伴うかんぽの宿の休館措置等」について説明があったことから整理し周知する。

1 休館する宿（16宿）

（1）特定警戒都道府県に所在する宿（13宿）

- ①大洗（茨城県）、②潮来（茨城県）、③寄居（埼玉県）、④旭（千葉県）、
 ⑤青梅（東京都）、⑥知多美浜（愛知県）、⑦恵那（岐阜県）、⑧富田林（大阪府）、
 ⑨有馬（兵庫県）、⑩赤穂（兵庫県）、⑪淡路島（兵庫県）、
 ⑫北九州（福岡県）、⑬柳川（福岡県）

（2）自治体等からの要請があった宿（3宿）

- ①塙原（栃木県）、②栃木喜連川温泉（栃木県）、③熱海（静岡県）

※ 今後、特定警戒地域が拡大・縮小や期間の延伸・短縮、自治体等からの休業要請等の延伸・短縮があった場合等は、対象宿を追加・削減する場合がある。

※ かんぽの郷塙原は運営会社の要望により同様に休館となっている。

2 休館期間

（1）特定警戒都道府県に所在する宿（13宿）

2020年5月7日以降、準備出来次第、2020年5月31日まで
 （2020年6月1日以降、準備出来次第再開）

（2）自治体等からの要請があった宿（3宿）

2020年5月7日以降、準備出来次第、自治体等の要請期間

ア 塙原 2020年5月10日まで

（2020年5月11日以降、準備出来次第再開）

イ 栃木喜連川温泉 2020年5月10日まで

（2020年5月11日以降、準備出来次第再開）

ウ 熱海 2020年5月20日まで

（2020年5月21日以降、準備出来次第再開）

- ※ 今後、特定警戒地域が拡大・縮小、自治体等からの休業要請の延伸・短縮・追加があった場合等は、休館期間を延伸・短縮・開始する場合がある。
- ※ 焼津及び鳥羽については、自治体等からの休業要請が終了したことから、2020年5月7日以降、準備出来次第、営業を再開する。

3 社員に対する対応及び服務

社員（期間雇用社員等含む。）については、引き続き、業務運行に支障を来さない範囲内で最低限の者が出勤することとし、その他の者については、「事務又は事業の運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止」を準用し、特別休暇とする。ただし、一部の社員が連続勤務とならないよう、出来る限り交代制で出勤するような体制となるように努めることとする。

なお、休館中の服務については、原則として自施設勤務とし、次項（1）から（9）の業務を行うこととし、警備・運行管理及び設備日常点検は、従前どおり。

- (1) 営業施策の企画
- (2) 営業関係資料の整備及び統計分析
- (3) 備品類等の移動、搬出・搬入、保管及び不要物品の整理、館内外整備
- (4) 内規類の整備及び文書類の整理
- (5) 一般事務処理、予約等対応
- (6) 利用再開に向けた諸準備
- (7) 建物・工事管理
- (8) 研修の実施
- (9) その他事務処理

4. 本部の判断等

今回、会社から示された休館等の扱いについては、緊急事態宣言（特別警戒地域）の延伸や自治体からの要請に伴うものであることから、受け止められると判断している。よって、再開する宿においては、諸準備に万全を期すとともに、社員へ丁寧に説明するよう求め、会社も同様の考え方を示した。また、感染拡大防止の観点から、宿の運営に必要な社員のみの出勤とすることも確認している。

今後、緊急事態宣言等の対象となる地域が解消されていく過程において、社員とその家族、利用者の安全確保、さらなる感染拡大防止に向けた対策を講じていく必要があると考えている。よって、政府・自治体等の判断等を見極めつつ、必要な措置について会社対応をはかることを前提に、本件について整理し周知する。

日
刊

JP 新東京

No.2783

2020年5月14日(木)

日本郵政グループ労働組合新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

布製マスクの全戸配布及び特別定額給付金関係郵便物等の対応に係る三六協定の特別条項適用について

布製マスクの全戸配布及び特別定額給付金関係郵便物等の対応に係る三六協定の特別条項適用について

現在、新型コロナウイルス感染症を発端として、政府が主導する「布製マスクの全戸配布」及び「特別定額給付金(仮称)事業」の実施に伴い、会社としての準備・対応を進めているところ、その施策内容から、一部の郵便局では業務がひっ迫することが想定され、要員配置の見直しや管理者応援を行ってもなお、時間外労働について、三六協定の一般条項の時間数内に収めることができ困難な状況が見込まれる。

については、必要な郵便局において、布製マスクの全戸配布対応、特別定額給付金関係郵便物対応、及びその他国又は地方自治体が行う大規模な新型コロナウイルス関連施策関係郵便物又は荷物の処理（今後生じるものも含む）に伴う緊急的な業務運行確保を理由とする特別条項の適用を可能とする。

1 現状

日本政府からの要請に基づく布製マスクのタウンプラスによる全世帯配布は、4月17日から東京にて開始され、全国で約6,300万箇所の配達を予定しているところ。

また、特別定額給付金関係郵便物については、早い自治体では4月下旬から受給権者への申請書等在中の郵便物の配達が開始。総務省からは、特別定額給付金関係郵便物について、余裕承諾のない普通扱いとする郵便区内特別郵便を強く希望されているところ。なお、郵便局から市区町村へ、大量に差し出される場合、差出日・差出回数の分割を依頼する等の調整を実施することとしている。

さらに、自治体によっては新型コロナウイルス関連の独自の施策（福井県のマスク購入券の全戸配布等）を実施しているところもあるもの。

今後、全国的に大幅な業務量の増加が見込まれ、要員配置の見直しや管理者応援等を行ってもなお、時間外労働について、三六協定の一般条項の時間数内に収めることができない状況が見込まれるとして、複数の郵便局から各支社に対し、特別条項の適用について相談が寄せられている状況。

2 今後の対応

上記の状況を踏まえ、①布製マスクの全戸配布対応、②特別定額給付金関係郵便物対応、③その他国又は地方自治体が行う大規模な新型コロナウイルス関連施策関係郵便物又は荷物の処理（今後生じるものも含む）に伴う緊急的な業務運行確保に当たっては、要員配置の見直しや管理者応援等を行ってもなお、三六協定の一般条項の時間数内に収めることができない場合に限り、特別条項の適用を可能とする。

上記対応に関し、郵便局における特別条項の適用が見込まれる支社は、本件について地方段階で丁寧に説明し、郵便局においても締結当事者に対して説明の上、特別条項の適用手続に則り適用することとする。

なお、特別条項を適用する場合であっても、社員の健康保持の観点から、一部の社員に業務が偏ることがないよう留意し、時間外労働は必要最小限のものとする。

3 適用項目等

(1) 特別条項適用項目

「感染症流行時の業務運行確保」

(2) 適用対象期間

1か月、1日

※ 年間、休日及び非番日日数における適用については地方段階で整理。

以上

日
刊

JP新東京

No.2784

2020年5月15日(金)

日本郵政グループ労働組合新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

郵便・物流業務に従事する社員の健康維持に向けた特別休暇の付与について

JP 労組は、新型コロナウィルス感染症が拡大している中で、職場と社員への安全配慮の徹底を会社に求め続けてきたが、会社の取り組みは十分と認識することができず、あらためて会社の姿勢を示すよう、4月 27 日に「緊急要求メモ」を日本郵便に提出している。

それに関し、本部は、一刻も早い組合員の安全と安心の確保のため、会社との間で共通認識がはかられたものから順に整理していくことを決め、整理判断に至った一部の項目について周知する。

・交渉経過

JP 労組は、先に提出した「緊急要求メモ」の項目 2 (2)において、社員の感染防止をはかり業務を継続していく観点から、出勤抑制および超過勤務の縮減に向け、①ゆうゆう窓口の開設時間の短縮、②当日の業務が終了した時点での勤務開放などの対策を講じるよう求めてきた。

それに対し会社は、新型コロナウィルス感染症拡大の中、日本郵便には国民の生活および国民経済の影響が最小となるよう事業の継続が求められており、業務運行の確保が重要となるとした上で、引き続き、会社として出来る限り、社員が安心して勤務できる環境を整えてこの事態に対応していくとし、「緊急事態宣言下における郵便・物流業務に関する要員配置の見直し等」をとし

て、「社会のインフラを維持していく中にあっても、職場での健康確保を前提にした3密防止策をより徹底し、作業の流れ、業務量動向等を考慮し要員配置の見直し等を行い、仮に、配置の縮小がはかられた場合、年休での休暇を取得する」との考え方を示してきた。

本部は、今後も布マスクの配達や特別給付金関係郵便物等、業務の重複等が想定される中で、社員の健康維持や安全確保を優先させて取り組む必要があり、会社提案については、その内容自体が、現場への負担としか受け止めることができず、再考を強く求めてきた。

こうした交渉を繰り返し行う中で、公平性、納得性が得られない強く訴え、グループ内他事業との均衡や安全と健康の維持が極めて重要との主張を続けた結果、会社も同様の認識から、要員配置の見直し等による出勤抑制に伴い出勤しない社員について「特休」の付与を認めたとした考えを示した。また、同様に、業務が終了した場合の待機等による密集を回避する場合も「特休」の扱いにするとした。

当然ながら、交渉を通じて「期間雇用社員等も含む」全社員への対象とすること、また、実施にあたっては、「全国の地域ごと、郵便局ごとの状況を踏まえつつ柔軟に対応する」とした。

・本部の判断

本部は、社員の健康と安全の確保を徹底して求めてきた経緯にあり、経営上の観点からの残課題はあるものの、郵便・物流業務に従事する社員の健康維持に向けて「特休」を付与する会社の判断を受け止めた。

とりわけ、配置縮小による効果がどの程度あるのかも検証するとともに、「特休」の取得状況について検証していく

日 刊	JP新東京	No. 2785	2020年5月18日(月)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

郵便・物流業務に従事する社員の要員配置の見直しおよび特別休暇付与

=「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた緊急要求メモ」に対する回答の一部整理=

本部は、緊急要求交渉を鋭意展開し、社員の安全と健康の確保について徹底するよう会社に対し強く求めてきました。その結果、要員配置を見直し、出勤抑制に伴い出勤しない社員について、「特別休暇」を付与すること、さらに、具体的な運用イメージや Q&A 等を示すとの一部項目について整理判断に至りました。

郵便・物流業務に従事する社員の健康維持等を目的に、作業の流れ、業務量動向等を考慮し要員配置の見直しを行う。
 ※実施にあたって、地域ごと（都道府県知事からの外出自粛要請や地域の新型コロナウイルス感染状況等）、郵便局ごとの状況を踏まえつつ柔軟に対応

1. 主な取り組み

出勤抑制・時差出勤・早期退社・超勤抑制

2. 休暇の扱い

「特別休暇」 ※新型コロナウイルス感染拡大に起因して付与するもの

3. 実施期間

**緊急事態宣言が解除されるまでの間
(5月11日以降準備でき次第)**

※緊急事態宣言の指定が解除となる県については、解除日の翌日から起算して最長10日間まで(時間単位も含む))

JP労組ホームページから最新情報をCheck!

JP労組ホームページ(組合員専用サイト)には、新型コロナウイルス感染拡大への対応に係わる交渉情報や生活サポート情報等、最新の情報を掲載・更新しています。ぜひご覧ください。

※組合員専用サイトを閲覧するためには、ID・パスワードが必要です。パソコンはトップページから、スマホは右のQRコードからも取得ができます。ご活用ください。



仲間とともに力を
合わせ、この
難局を乗り越え
よう。



2020年度お中元期物数増加対策 推進計画について

2020 年度のお中元期は業務停止命令を受けた後、初めて迎える繁忙期となることから、利用者の皆さまが注目する重要な時期として、①「安全の確保」、②「品質の維持・向上」、③「コストコントロール」に取り組むとしています。

1 取扱予想個数

	引受		到着(要配)	
	物数	前年比	物数	前年比
ゆうパック	8,198千個	103.6%	7,030千個	103.4%
ゆうパケット	7,699千個	106.2%	6,070千個	126.6%

地本は、前年よりも引受・到着ともに増加となっているが、百貨店ゆうパックが減少の中、取扱個数が前年比より増加している要因について質しました。

支社は、現在、大口企業（Amazon、楽天、ヨドバシ等）の差し出しが増加しており、百貨店ゆうパックの業務繁忙とは違い、特出して多い日があるのでなく、平均的に増加すると予想しています。

また、ゆうパケットについては、コロナ禍における個人差し出しの増加の要因があり、東京における配達量は増加するとしています。

2 労働力の確保

地本は、地域区分局の労働力確保について、年間を通じて要員不足の状態が続いていることから、確保対策及び繁忙期間の短縮の影響について質しました。

支社は、コロナ禍において、アルバイトの応募が増えており、単価を上げる等対策をして、他企業と同水準の条件を提示する予定のため、確保できるとしています。

また、繁忙期間が短縮された影響については、現在もレターパックの追跡系郵便物の引受が増加しており、長期・短期とも募集をしているため、採用には問題ないとしています。

3 安全の確保

地本は、コロナ禍における、マスク着用の影響による熱中症が懸念されるため、対策について質しました。

支社は、コロナ禍の影響で、熱中症対策物品等が手に入らないことも予想されることから、例年より早く予算処置を実施し、各局へ予算配分をするとしています。

地本は、交通事故防止対策について質しました。

支社は、今年度の事故発生状況（二輪 昨年比 46.4% 四輪 昨年比 100%）から、二輪の事故対策では成果が出ているものの、四輪事故は減少していないため、社員の安全を第一に、基本動作、安全確認の確実な実施により、事故防止に努めるとしています。

4 品質の維持・向上について

地本は、ゆうパックの亡失事故が多発していることから、原因と対策について質しました。

支社は、原因については落失と誤配が多く、亡失事故のほとんどを受託者が発生させていることから、今年度より、受託者指導専門役を配置し、指導をしていくとしています。

5 コストコントロール

地本は、繁忙期の業務予想が特出して多い日はないとしているが、予想個数と乖離した突発的なオーバーフローも予想されることから、対策について質しました。

支社は、パクダス（業務運行確認ツール）を活用し、到着便・メッシュ別要処理個数及び配達進捗状況の把握をし、二輪配達と連携した応援体制を構築するとしています。

今年の夏も昨年同様、大型台風の発生や猛暑になることも考えられることから、安全最優先の業務運行となるように、職場実態を踏まえながら適宜支社対応を図ることとします。

また、新型コロナ感染症の影響により、オペレーションに変更がある等予想されることから、社会情勢を注視しつつ、対応をすることとします。

日 刊	JP 新東京	No.2787	2020年5月20日(水)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

アマゾン社から引き受けるゆうパケットの対応について

会社側より、アマゾン社からのゆうパケットの差出方法について、コロナ感染症拡大に伴う、工場停止や出荷に大幅な遅延に支障が生じていることおよび感染対策を講じた作業工程の見直しによって、現在、無区分で運用しているところであるが、当初予定としていた5月19日(火)以降も無区分での引受を継続し、5月までの本社・支社社員による派遣応援と6月以降の期間雇用社員化による運用を行う旨、説明を受けた。

1. アマゾン社から引き受けるゆうパケット対応の本社応援

項目	内容
(1) 対象部署	本社検査部各地方検査室 (埼玉・東京・多摩・神奈川・愛知・大阪・福岡)
(2) 対象局	川越西局・新東京局・神奈川西局・名古屋神宮局・新大阪局・新福岡局
(3) 期間	5/18(月)～5/29(金)土日除 なお、期間については延長する可能性があります。
(4) 勤務帯	日勤・中勤
(5) 業務内容	アマゾン社が差し出すゆうパケットの区分作業 (一部手すき時間に通常郵便の手区分等を行う可能性があります。)
(6) 規模	53名程度/日

2. 主なやりとり

- (1) このタイミングでの説明になった理由を質した。

会社は、今回の差出方法の端緒がコロナ感染症拡大によるものであったが、主

に都市部における緊急事態宣言が解除されていない状況下において、国民生活に必要な商品等のEC受注配送は、日本郵便においても社会的使命があるとの認識に立ち、利用継続に向けた具体策を検討していたところ、現時点で概ねの合意に至ったため、とした。

- (2) これまでの業務運行状況、特に3時間前の持込が確保されているのか、また超勤実態について質した。会社は、業務運行状況について、3時間前の持込が確保されているとともに引受局における超勤等の負荷増加とならないよう、必要に応じた本社・支社社員による作業応援を行っており、今後は、期間雇用社員の雇用増による安定的なオペレーションを構築するとの見解を示した。
- (3) 本件の運用変更に係る手数料等の価格交渉の状況について明らかにするよう求めた。

会社は、今回の運用変更について、差立区分作業に見合う適切な手数料を收受しており、本件取扱いの継続により従来以上に一定の利益額が確保できるとの見解を示した。

- (4) 終了時期を明確に示すよう求めた。

会社は、相対契約内容の見直しによるものであり、中長期の対応が想定されることから、継続的な処理を可能とするため期間雇用社員の雇用を準備する、とした。それに対し、本部はこれからの中元期の業務量増に伴い、期間雇用社員等の増雇用が必要とされているところ、労働力市場のひっ迫により、要員が確保できなかった場合の、本社・支社応援を含めた考え方について質した。会社は、中元期の対応は、アマゾン様のゆうパケット業務量及び各局の直近の業務量動向を踏まえ要員配置を行うが、長期労働力のほか、必要に応じて短期労働力で対応することで検討しているとの見解を示した。

- (5) 本部は、アマゾン社との対等な関係性の構築およびこれ以上の負担を強いいる対応には是々非々での対応を行うよう要請した。

会社は、アマゾン社については日本郵便の荷物戦略上において、最重要顧客の一つであり、同業他社の攻勢、自社配送におけるサービス拡充等の動向を注視しつつ、取扱内容に対する適切な運賃等を收受したうえで、社会情勢等の環境変化に対応し、荷物分野の取引を継続、拡大していくとの考えを示した。

本部の判断と今後の対応については、今後の発刊される日刊紙にてお知らせします。

日 刊	JP 新東京	No.2788	2020年5月21日(木)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

東京支社より、緊急事態宣言下における郵便・物流業務に関する勤務時間管理等について情報提供がありましたので、周知します。

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止及び社員の健康維持のため、緊急事態宣言が解除されるまでの間、条件を満たす場合に限り、特別休暇の付与対象とします。

2 具体的な取組内容

(1) 1日単位の特別休暇付与

ア 計画担当者について、「1日単位」の特別休暇の付与により、当該部の他の担当者に超勤が発生せず業務終了可能と管理者が判断した場合、「1日単位」の特別休暇を付与

(2) 時間（分）単位の特別休暇付与

正規の勤務時間の終了時刻より前に業務が終了し、他担務への応援の必要性が無い場合に限り「時間（分）単位の特別休暇」を付与し、業務終了後の待機時間を解消

ア 外務関係部

班（チーム）が相互応援等により、班員全員が正規の勤務時間の終了時刻前に業務終了が可能な場合（※）、「時間（分）単位」の特別休暇を付与

※ 通配等の担当者は、転出入処理及び事故処理の残なく、他区他班応援及び夕方・夜間配達の応援が不要等

※ 集荷担当者は、ゆうパック等の配達応援が不要等

イ 内務関係部

担務間の相互応援が発生せず、管理者等が勤務解除を認めた場合、「時間（分）単位」の特別休暇を付与

共通事項

- (1) 「特別休暇」の付与については、様式「特別休暇チェックシート」を班長等責任者から管理者等に提出させ、承認したうえで付与
- (2) 特別休暇の付与については、一部の社員（期間雇用社員を含む）に偏らないよう配慮

4 地本対応

(1) 共通部門

郵便・物流部門における業務量に応じた要員配置の見直しについては、当初支社は総務部社員については、業務量の減少等がないとの判断から、特別休暇対象外との回答に終始しました。

地本は、総務部で働く社員においても三密の状況は他部と何ら変わらないことから特別休暇を付与するように強く求めてきた経過にあり、昨日本社において、再度特別休暇付与対象とする検討に入ったとの回答を得ました。

(2) 内務関係（郵便部・計画・郵便企画部）

郵便内務においては、日々の要員配置が必要最低限となっているため、1日単位での付与は厳しいことから、各担務（早番～深夜勤）において、できる限り時間単位での特別休暇付与を強く求めるとともに、調整日における調整時間の内、業務軽減を図られる時間については、特別休暇として時間付与が可能であると支社の見解を引き出したところです。

また、計画担当及び郵便企画部等に従事している社員については、業務量を鑑み1日単位での付与を行うことを確認しました。

地本は、特別休暇を付与することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止及び社員の健康維持につながることから、支社へは可能な限り特別休暇を付与できるように管理者マネジメントを発揮するように求めるとともに、当然ながら勤務時間管理の徹底を求め、支社も同様の認識を示したところです。

2020年度における人権啓発・ハラスメント行為の根絶に向けた取組

日本郵便より、「2020年度における人権啓発・ハラスメント行為の根絶に向けた取組」について説明があったことから周知します。

1. 概要

2020春季生活闘争における要求交渉を通じ、会社は、ハラスメント行為は社員個人の尊厳を傷つける大きな問題ととらえ、ハラスメント行為の根絶に向けて早急に是正していくとの決意を示し、ハラスメント行為を未然に防止する取り組みとして、①人権啓発、ハラスメント行為根絶のためのトップメッセージの発信、②ハラスメント行為に関するセルフチェックの導入、③研修の実効性ある方法を検討するとした上で、安心してハラスメント申告ができる取り組みとして、④「ハラスメント相談窓口を核として複数の窓口が利用可能なこと」「相談をしたことで不利益な取扱いが行われることはないこと」「情報漏洩に対する厳正な対応」を改めて社員周知するとともに、秘匿性を担保し、社員が安心して相談できる体制を構築していく、⑤ハラスメント相談員のより一層のスキルの向上をはかる、⑥恫喝的指導の禁止等を含めた総合的なコンサルティングサービスの推進に向けた管理者のマネジメント力向上のための研修を実施する、との考えを示させた。

本部は、現場でより実効性高く各種取り組みが実施されることが必要であるとの観点から、会社と意思疎通をはかり、今般、整理に沿って具体的な取り組みが示されたもの。

2. 人権啓発・ハラスメント行為の根絶に向けた各種施策の実施

(1) 社長によるトップメッセージの発信

ア 実施時期

別途周知（日本郵政㈱において調整中）

イ 具体的実施事項

日本郵政グループの4社の社長の連名又は当社社長による人権啓発・ハラスメントの行為の根絶に向けたトップメッセージを発信。（発信後は、各局所に2020年度末まで掲示予定）

(2) 所属局長メッセージの掲示等

ハラスメント相談員及び人権啓発担当を退任するとともに、別添1に各局所の所属長、ハラスメント相談員及び人権啓発担当の氏名を記載の上、2020年度末まで事務局内

の社員が見えやすい場所に当該資料を掲示。

(3) 人権全般に関する研修の実施

ア 実施時期

2020年11月末まで

イ 具体的実施事項

別添2の要領に従って、各種研修を実施。

(4) 人権全般に関する社員周知・セルフチェックの実施

ア 実施時期

2020年12月目途

イ 具体的実施事項

12月の人権週間において、社員周知を実施。

人権全般に関する内容を周知するとともに、ハラスメントに関するセルフチェックを実施するよう指示。

3 主な会社対応と本部判断

(1) 本部は、ハラスメント撲滅に向けては、解決へ向かう実効性が伴った仕組みづくりが必要であると考えている。そのために会社が「管理者を含む社員全員の人権意識向上策」を講じることで、社員が会社のハラスメント対策の変化を感じ、ハラスメント事案が発生した際にも社員が信頼して相談できるようになる。よって、このような取り組みを定期的に実施するとともに、ハラスメント相談員のスキルアップ策の策定等について、あらためて会社に申し入れた。

(2) 会社は、各種研修や周知、セルフチェック等の機会を通じて繰り返し、ハラスメントの撲滅について取り組んでいきたい。また、必要に応じ、支社独自施策についても企画・検討を行うこととし、ハラスメントを発生させない職場づくりをすすめる。加えて、ハラスメントを感じた社員が安心して相談できるよう、社内の相談窓口だけでなく、社外専門機関や専門の相談スタッフ（臨床心理士等）の相談窓口の掲出についても、あらためて確認していく。その上で、ハラスメント事案に対する申告等があった場合について、調査方法、ハラスメント認定等を体系化し対応できるよう要綱等を作成するとともに、ハラスメント相談員の機能強化をはかる。いずれにしても、会社として人権啓発・ハラスメント行為の根絶に向けた各種施策を推進し、より一層、人権侵害・ハラスメント行為の根絶をはかっていく、との考えを示した。

(3) 本部は、2020年度における人権啓発・ハラスメント行為の根絶に向けた取組が20春闘で整理した内容に沿って実施されることを確認し、一先ず受け止めることができると判断している。よって、施策の実施状況等について、引き続き、会社と意思疎通をはかることを前提に、本件について了とし周知する。

なお、ハラスメント相談員のスキルの向上、懇親的指導の禁止等を含めた総合的なコンサルティングサービスの推進に向けた管理者のマネジメント力向上のための研修についても、具体化に向けて、別途会社対応をはかっていく

以上

日 刊 JP新東京	No.2790	2020年5月25日(月)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部		
	03-5606-6784	内線 4353

中央労金「緊急生活応援ローン」 の取り扱いについて

毎日の諸活動に対し心から敬意を表します。

さて、全国の労働金庫では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、金融面における困りごとに対し、組合員・勤労者に寄り添い、当面の生活資金や融資金の返済などについて相談を受けている現状にあり、今回、全国13の労働金庫の統一施策について検討され、「勤労者生活支援特別融資制度」の新規融資（無担保）において、統一金利による支援を実施（別添資料参照）することとなりました。

東京地本としては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、営業活動を積極的におこなえる環境がないことに加え、日常生活の金銭面で組合員に寄り添うとした中央労働金庫の施策趣旨は受け止めるべきと判断し、中央労働金庫東京都本部との間で「緊急生活応援ローン」に関する協定を5月11日に締結いたしましたので、組合員への周知をお願いいたします。

1 趣旨等

緊急生活応援ローンは、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯収入減少等があった場合に、組合員の緊急に必要な生活資金を融資することにより、組合員の生活安定に寄与することを目的としています。

2 取扱期間

2020年5月11日（月）～2021年5月10日（月）

3 主な融資条件

- (1)融資限度額1人100万円以内
- (2)固定金利で年1.5%（保証料込み）
- (3)資金使途については生活資金とし労金ローン返済のための資金は不可

4 その他

詳細については、日常から取引している労金各支店の専門担当者にご確認（相談）ください。

総合共済に入ろう 加入募集中

共済の基本中の基本、助け合いの原点「総合共済」にまだ入っていない人は、今すぐ加入しよう。

日本全国の働く仲間が掛金を出し合って、結婚、出産、小学校入学祝いなどのお祝い事も、住宅災害や死亡などの不幸なことも、幅広く支払いする総合共済…。慶弔見舞金制度です。

掛金は毎月750円で安心・安全に働き暮らしていくことのできる共済です。未加入の方は要検討ですよ！ 詳しくは組合役員まで…

日
刊



No.2792

2019年5月27日(水)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

新型コロナウィルス感染拡大防止に向けた(株)郵愛業務運営

「緊急事態宣言」発令期間中の(株)郵愛の業務運営変更期間を延長して対応してきましたが、感染症の拡大傾向に歯止めがかかったとの政府等の判断により、緊急事態宣言が5月25日をもって解除されたことに伴い、6月1日以降の(株)郵愛の業務運営を以下のとおり変更する旨連絡がありました。緊急事態宣言は5月25日に解除されたものの、通勤緩和等への協力要請、学校・保育園等の休校・休園などの継続がされていることから、組合員の皆様には引き続き大変なご不便をおかけいたしますが、感染症第二波拡大防止等を図るための対応として、一部業務制限が残りますことをご理解賜りますようお願いいたします。

1 自動車保険

<継続対応>

株式会社 郵愛 自動車保険サービス課

電話 0120-025-315

受付時間 月~金 10:00~16:00 土日祝は休業

出勤人数等に制約があり、電話が繋がりにくい場合があります。

FAX 0120-779-783

*適宜の用紙に「氏名・生年月日・電話番号・組合員番号・用件」をご記入の上、FAXをお送りください。担当者が折り返し、ご連絡させていただきます。なお、当日の対応ができない場合があります。

<変更対応>

三井住友海上カスタマーセンター「契約内容変更テスク」

電話 0120-271-889

受付時間 月~土、日、祝 9:00~17:00

<新規対応>

三井住友海上カスタマーセンター「新規サポートテスク」

電話 0120-189-282

受付時間 月~土 9:00~17:00 日祝は休業

FAX 0120-188-985

<事故受付>

三井住友海上 事故受付センター

電話 0120-258-365

受付時間 24時間365日受付

<故障受付>

三井住友海上 おクルマQQ隊

電話 0120-096-991

受付時間 24時間365日受付

2 がん保険

<各種問合せ・解約> 株式会社 邦愛 アフラックサービス課
電話 0120-025-915
受付時間 月~金 10:00~16:00 土日祝は休業
出勤人数等に制約があり、電話が繋がりにくい場合があります。
FAX 0120-221-905
※適宜の用紙に「氏名・生年月日・電話番号・組合員番号・用件」
をご記入の上、FAXをお送りください。
担当者が折り返し、ご連絡させていただきます。
なお、当日の対応ができない場合があります。

[FAXできない場合]アフラックコールセンター

電話 0120-555-595
受付時間 月~金 9:00~10:00
16:00~18:00
土 9:00~17:00 日祝は休業

<保険金・給付金請求のご請求>

電話 0120-555-877
受付時間 月~金 9:00~10:00
16:00~17:00 土日祝は休業

<新規対応>

申込書は現状通り郵便へ送付。

3 医療共済マイガード

<共済金給付請求> 株式会社 邦愛 医療共済サービス係

電話 0120-221-220
受付時間 月~金 10:00~16:00 土日祝は休業
出勤人数等に制約があり、電話が繋がりにくい場合があります。
FAX 0120-221-905

※適宜の用紙に「氏名・生年月日・電話番号・組合員番号・用件」
をご記入の上、FAXをお送りください。
担当者が折り返し、ご連絡させていただきます。
なお、当日の対応ができない場合があります。

[FAXできない場合]東京海上日動安心110番・事故受付センター

電話 0120-119-110
受付時間 24時間365日 へお電話をください。
その際は「医療共済マイガードの加入者であること、氏名・生年月日・電話番号・組合員番号・用件」をオペレータにお伝えください。

<新規対応> 申込書は現状通り郵便へ送付。

<解約対応> <共済金給付請求>と同様の対応をお願いします。

上記対応の取り扱い期間は、当面の間を予定。

感染拡大・経済状況により業務運営等に変更がある場合は改めて周知します。

日 刊	JP 新東京	No.2793	2020年5月28日(木)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

2020年度における夏期一時金について

1 支給割合

2. 15月（正社員）

2 基準日及び支給時期

基準日は2020年6月1日とし、2020年6月30日以降支給準備が出来次第支給する

1 支給割合

社員区分	夏期一時金
一般社員	(基本給+扶養手当+調整手当+役割等級別等加算) × 在職期間割合 (注) × 2. 15月 (注)「在職期間割合」は次のとおり。以下同じ。 ・在職期間6か月 183/183 ・在職期間3か月以上6か月未満 110/183 ・在職期間3か月未満 55/183 ※ 育児休業・休職等の期間がある場合は、在職期間割合が異なる。
高齢雇用社員	(基本給+調整手当+職務経験別等加算) × 在職期間割合 × 1. 10月
短時間社員(注1)	(基本給+調整手当+扶養手当額(※)) × 在職期間割合 × 1. 29月 ※アソシエイト社員に限る
エキスパート契約社員 (月給制)	基本賃金額×在職期間割合 × 2. 15月
エキスパート契約社員 (時給制)	基本賃金額×1日の勤務時間数×対象期間における1か月平均実務勤務日数×在職期間割合 × 2. 15月

月給制契約社員	(基本賃金額+扶養手当額(※1) × 0. 3 × 2. 0 ※アソシエイト社員に限る)
時給制契約社員	基本賃金及び扶養手当(※1)の合計額 ÷ 6 × 0. 3 × 基準日前6か月の実際勤務日数に応じ定める割合 <ul style="list-style-type: none"> ・実際勤務日数が120日以上 1. 35 (※2) ・実際勤務日数が100日以上 1. 25 ・実際勤務日数が80日以上 1. 15 ・実際勤務日数が80日未満 (※3) 1. 05 ※1：アソシエイト社員に限る ※2：1日の正規の勤務時間数が8時間である者は1. 9 ※3：実際勤務日数が60日以上ある者に限る

(注1) アソシエイト社員及びアソシエイト高齢再雇用社員を含む

2 懲戒処分を受けた場合の割合

一般社員が夏期手当対象期間（2019.12.2～2020.6.1）に懲戒処分を受けた場合における「懲戒処分の種類に応じ、支給の都度定める割合」は以下のとおりとする。

区分	割合	
	地域基幹職、総合職	一般職、短時間勤務職
戒告	0. 29	0. 10
減給	0. 34	0. 15
停職（1か月未満の停職に限る。）	0. 39	0. 19
停職（1か月未満の停職を除く。）	0. 58	0. 39

[参考：地域基幹職の社員が戒告処分を受けた場合]

((基本給+扶養手当+調整手当+役割等級別等加算) × 在職期間割合 × 2.15月)
 - ((基本給+基本給に係る調整手当) × 在職期間割合 × 0.29) = 夏期一時金支給額

総合共済に入ろう 加入募集中

共済の基本中の基本、助け合いの原点「総合共済」にまだ入っていない人は、今すぐ加入しよう。

日本全国の働く仲間が掛金を出し合って、結婚、出産、小学校入学祝いなどのお祝い事も、住宅災害や死亡などの不幸なことも、幅広く支払いする総合共済…。慶弔見舞金制度です。

掛金は毎月750円で安心・安全に働き暮らしていくことのできる共済です。未加入の方は要検討ですよ！ 詳しくは組合役員まで…

国際郵便の引受停止対象国の拡大に 伴う郵便営業手当に係る対応

本件は、コロナ禍の影響で国際郵便の一部引受停止対象国を拡大したことにより、国際郵便を主に担当している営業パーソン（法人営業本部・営業統括本部）について、2019年度に獲得した顧客の国際郵便の差出が大きく減少し、4月以降営業活動を行うことが不可能となっており、当該社員は現在、推進管理等の営業支援業務を行っていることから、業務内容の変更は伴い、当該社員について、営業管理手当の支給対象とするというもの。

1. 対象期間

2020年4月分～当面の間

※実施終了については支社に改めて通知

2. 対象者

以下の条件を満たす社員とし、所属長が認定

- ① 旧国際法人営業本部（室）に在籍していた郵便営業コース社員
- ② 営業統括本部に在籍している郵便営業コース社員のうち、主に国際郵便営業を担当し、郵便営業手当の支給額において、国際郵便獲得分の比重が高い社員（※）

※比重の目安：2019年度差出実績収入のうち、80%以上が国際郵便商品

3. スケジュール

2020年5月中旬 支社あて通知文書の発信

5月下旬 各本部において、4月分の営業手当計算事務の実施

6月24日 対象者に支給開始

4. 主なやりとり

- (1) 本部は、コロナ禍による2020年4月期の郵便営業手当への影響を質じたところ。会社は、郵便営業手当の4月実績は現時点で抽出できないものの、その対象商品収入実績を対前年比でみると、国際配送商品が43.1%、国内配送商品が106.0%となっているとした。
- (2) 本部は、その他の影響等について示すよう質した。
会社は、業績評価（定量的評価項目）について、コロナ禍により4月

以降営業活動が十分に出来ていないことから、営業担当者の年間個人目標の達成が厳しくなる見込みであり、4月からコロナ対策終息までの期間は営業活動が十分に出来なかった期間分の個人目標値を減額することで対応し、コロナ禍に目途がついた段階で支社に周知予定としている。

なお、業績評価の結果は昇給・賞与に反映するが、相対選考であり、総定数は変わらず、また、選考単位における影響は同じと考えられるところから、基本的には、有利・不利は生じないものと考えている、とした。

- (3) 本部は、営業担当者のうち、今回の対象が国際営業担当者だけである理由を質した。

会社は、「現在、多数の国宛ての国際郵便物が引受停止となっている状況にある一方で、国内郵便については、コロナ感染者が発生した郵便局宛ての荷物等が遅延する場合があるものの、巣ごもり需要により、荷物分野（ゆうパック、ゆうパケット）の取扱いは好調であり、項目1で示した「2020年4月実績対前年比」のとおり、明らかに国際配送商品の落ち込みが大きくなっている。そのため、現在、顧客訪問を控えている中でも、国際郵便物については他の郵便物と状況が異なることから、国際営業担当者（法人営業本部の国際営業担当者および営業統括本部で2019年差出実績収入のうち、80%以上が国際郵便商品である者）について、今回の対象としている。」とした。

5 本部の判断と今後の対応

本部はこの間、コロナ禍の影響に直面している国際営業担当者の負担解消について会社と協議を進めてきた。

一昨年の郵便営業手当の見直しの経過措置も終え、4月からのコロナ禍の影響が相当の負担になるものとの想定の中で、具体的に対応をはかれないと、速やかに判断を求めてきた結果、今回の考えが示された。

本部は、新年度の手当支給における国際営業担当者の一定の負担が解消されるとの判断に立ち、整理をはかる。

なお、郵便営業手当の見直しの際、国際営業担当者も国際に特化せず、ゆうパックの新規獲得に向けたスキルの向上を行っていくとしており、そのマネジメントの徹底を求めてきた経緯にある。

また、見直しの経過措置がすべて終了しており、郵便営業手当の支給状況等も検証する必要があることについて、会社との間で共通認識をはかっている。

よって、2019年度の支給実態やマネジメントの変化、そして取り組み状況等、営業担当者の課題も含めたトータル的な実態の検証も必要と認識するところであり、郵便・物流事業の営業収益に大きな役割を担う営業担当者の環境整備に向けて、地方とも連携した対応を進めていく。